

松山市自殺対策推進事業

かかりつけ医と 精神科医の 連携の手引き

松山市

Guide



松山市・松山市自殺対策推進委員会

Contents

index		page
I	かかりつけ医と精神科医の連携方法について	
	1. 目 的	01
	2. 対 象	
	3. かかりつけ医から精神科医への紹介	
	4. かかりつけ医と精神科医の役割分担	03
	5. 精神科医へ紹介時の患者への説明方法	
	6. 精神科医への紹介の方法	04
	7. かかりつけ医から精神科医への診療情報提供	05
	8. 精神科医からかかりつけ医への診療情報提供	
II	かかりつけ医から精神科医への紹介までのイメージ図	06
III	連 携 様 式	
	様式 1 精神科医療機関への診療情報提供書	07
	様式 2 診療情報提供書〈返信用〉	08
IV	精神科に関する情報	09
V	(参考) 心の健康や悩みなどの相談窓口	15



松山市自殺対策推進キャラクター「リスにん」

はじめに

松山市では、平成27年3月に「松山市自殺対策基本計画」を策定し、地域の実情に応じた自殺対策に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、かかりつけ医と精神科医との連携強化を掲げ、研修会の実施等、互いの顔のみえる関係づくりを目指してきました。今後、より一層の相互連携を図るため、かかりつけ医と精神科医のそれぞれの役割を明確にし、円滑な連携の一助となるよう本手引きを作成しました。

1 目的

「松山市かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」は、自殺の原因や要因として最も多い、うつ病等の患者に対して、かかりつけ医と精神科医の連携方法を明確にすることにより、支援体制の連携の強化を図り、うつ病等の患者の早期発見・早期治療につながることを目的としています。

2 対象

連携の対象となる患者さんは、内科医等のかかりつけ医を受診した、うつ病等の疑いのある患者としています。（緊急性のある場合は除く）

3 かかりつけ医から精神科医への紹介

※かかりつけ医から精神科医への紹介のイメージ図（P6）を参照してください。

かかりつけ医は、うつ病等の疑いのある次のような患者に対して、可能な範囲でうつ病のスクリーニング検査を実施するなどして、支援の必要性を判断し、必要に応じて精神科医に紹介します。

うつ病のサインとしてよくみられる症状



- ① 不眠が2週間以上継続している
または、
- ② 身体症状(倦怠感、食欲低下、頭痛、腰痛等)があり、かつ不眠(2週間未満)が続いている

(1) うつ病スクリーニングの実施

うつ病のスクリーニング実施前には患者に「ストレスが溜まっている可能性がありますので、その様子を確認してみましょう」など、スクリーニングの必要性を説明します。

A 1 この2週間以上、毎日のように、ほとんど1日中ずっと憂うつであったり、沈んだ気持ちでいましたか？

A 2 この2週間以上、ほとんどのことに興味がなくなっていたり、大抵いつもなら楽しめていたことが楽しめなくなっていましたか？

→ A1またはA2のどちらかが「はい」の場合 A3に進む

A 3 この2週間以上、憂うつであったり、ほとんどのことに興味がなくなっていた場合、あなたは：

- a. 毎日のように、食欲が低下、または増加していましたか？または、自分では意識しないうちに、体重が減少、または増加しましたか？
- b. 毎晩のように、睡眠の問題(たとえば、寝つきが悪い、真夜中に目が覚める、朝早く目覚める、寝すぎてしまうなど)がありましたか？
- c. 毎日のように、普段に比べて話し方や動作が鈍くなったり、またはいらいらしたり、落ち着きがなくなったり、静かに座っていられなくなりましたか？
- d. 毎日のように、疲れを感じたり、または気力がないと感じましたか？
- e. 毎日のように、自分に価値がないと感じたり、または罪の意識を感じたりしましたか？
- f. 毎日のように、集中したり決断することが難しいと感じましたか？
- g. 自分を傷つけたり、自殺することや、死んでいればよかったと繰り返し考えましたか？

A1～A3の回答に、5つ以上「はい」がある場合、うつ病の可能性が高い

出典 「M.I.N.I. 精神疾患簡易構造化面接法」 日本語版 5.0.0 (2003) 星和書店
David V.Sheehan Yves Lecrubier 著 大坪天平 宮岡等 上島国利 訳

◆ その他のうつ病スクリーニング

- うつ病のスクリーニングには、「日本版SDS」(※1)が多く用いられています。
- スクリーニングシートについては、著作権にご注意のうえ、入手してください。

(※1) 「日本版SDS」により、医師が自ら臨床心理・試験心理検査を行い診療録に分析結果を記載すると、生体検査料(80点)を算定することができます。

(2) 緊急性があり、早期の紹介が望ましいと考えられる場合

(うつ病スクリーニングの実施を必要としない)

- ① 強い希死念慮がある患者(死にたい気持ちが強い患者)
- ② 幻覚・妄想の症状が認められる患者
- ③ 双極性障害(躁うつ病)の疑いのある患者
- ④ 産後うつなど、重症化しやすいと考えられる患者
- ⑤ 10~20歳代の若年患者
(抗うつ剤の投与により、24歳以下の患者では、自殺のリスクが増加することが報告されています)

4 かかりつけ医と精神科医の役割分担

- (1) かかりつけ医はうつ病等の疑いのある患者を早期発見・早期治療に結びつけるため、うつ病のスクリーニングを実施し、その結果に応じて速やかに精神科医を紹介します。なお、身体疾患がある場合には、かかりつけ医が身体疾患の治療を行ってください。
- (2) 精神科医はかかりつけ医から紹介された患者を診断し、治療を行うとともに、治療状況等をかかりつけ医へ報告します。

5 精神科医へ紹介時の患者への説明方法

患者に精神科を勧める時には、以下の事項に配慮し、患者の気持ちを和らげるように努めてください。

- (1) 「心の不調があるかもしれないので、専門家に診てもらいましょう」など、精神科を受診する必要があること。
- (2) 心の病気は誰もがかかる可能性があり、治療可能な病気であること。
- (3) うつ病は病気であり、身体疾患と同様に、薬の治療が有効であること。
- (4) 精神科を受診後も、身体疾患については引き続き、かかりつけ医で治療可能であり、精神疾患の治療についても、安定したら、かかりつけ医でも対応可能であること。



患者が精神科への受診に抵抗がある場合

*本人の同意を得た上で、5. (1)～(4) (P3) の事項を参考にして、家族に受診の必要性について説明し、協力を得てください。

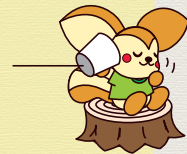
*患者の状況について、複数の機関での関わりが効果的である場合には、本人の同意を得た上で、関係機関へご連絡ください。
また、必要に応じて、心の悩みなどの相談窓口についてご案内ください。

精神保健に関する相談を随時受けています

月曜～金曜日／午前8時30分～午後5時15分（年始年末・祝日は除く）

※面談は予約制です

- 松山市保健所：松山市萱町6丁目30番地5
TEL (089) 911-1816
- 愛媛県心と体の健康センター：松山市本町7丁目2
TEL (089) 911-3880



*かかりつけ医で抗うつ薬を処方する場合

参考

● 日本うつ病学会治療ガイドライン II. うつ病(DSM-5)／大うつ病性障害
www.secretariat.ne.jp/jsmd/mood_disorder/img/160731.pdf

● 厚生労働省「かかりつけ医のためのBPSDに対応する
向精神薬使用ガイドライン(第2版)」
www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135953.html

注) 本来は認知症患者におけるBPSDとしてのうつ症状に対するガイドラインですが、安全性に配慮した抗うつ剤の使用方法が記載されています。

6 精神科医への紹介の方法

かかりつけ医が精神科医に患者を紹介する場合には、以下の点に留意してください。

- (1) かかりつけ医は、紹介先の精神科医療機関に、患者の症状などを記載した診療情報提供書を作成し、患者に手渡します。
なお、可能であれば、精神科医療機関へ電話連絡をして、予約まで行うことが望ましいです。(※2)
- (2) 精神科医療機関は、診療情報提供書を基に診察を行います。

(※2)

精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者を紹介した場合、精神科医療連携加算(200点)を算定することができます。算定にあたっては、1ヶ月以内の受診日を予約することが条件となっています。また、予約した受診日を診療録に記載することが必要です。ただし、予約した受診日をレセプトに記載する必要はありません。

7 かかりつけ医から精神科医への診療情報提供

かかりつけ医から精神科医への診療情報提供内容は、様式1を参考にしてください。診療情報提供書は、様式1または、各医療機関で使用されている紹介状をご利用ください。(様式1は松山市ホームページからダウンロードできます)

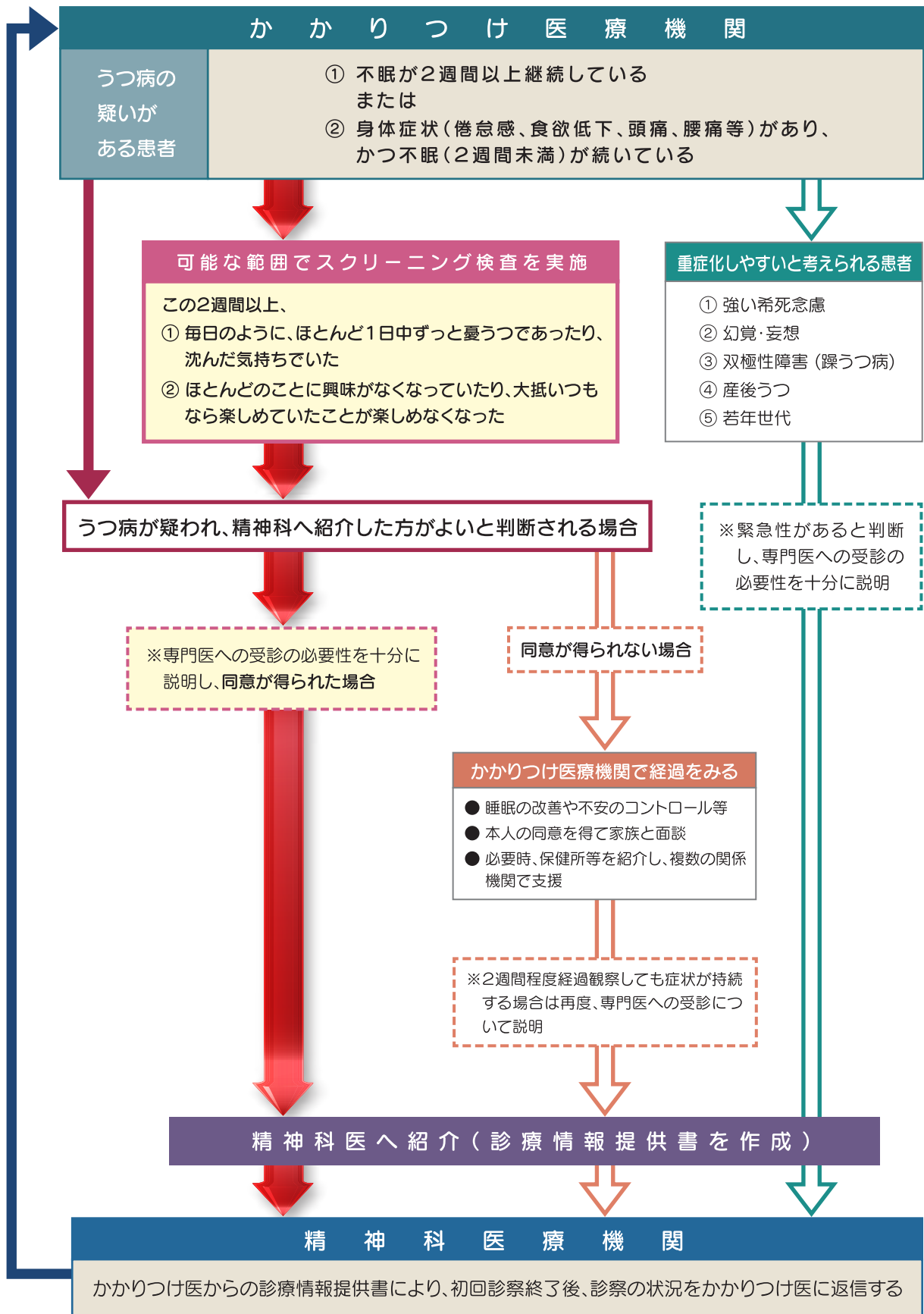
8 精神科医からかかりつけ医への診療情報提供

- (1) 精神科医は初回診察終了後、診察の状況をかかりつけ医に返信する。返信事項は様式2を参考にしてください。
返信用の診療情報提供書は、様式2または、各医療機関で使用されている様式をご利用ください。(様式2は松山市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 精神科医は、患者の状態が落ち着いたときには、その後のフォローについて「紹介のあったかかりつけ医師で診てほしい」または「そのまま精神科医で診てほしい」など、患者本人や家族の希望を確認のうえ、対応してください。



II

かかりつけ医から精神科医への紹介までのイメージ図



精神科医療機関への診療情報提供書

紹介先医療機関名 平成 年 月 日

病院・医院・クリニック	医療機関
先生 御侍史	所在地
TEL / FAX	医師氏名

印

患者	氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	性別	男・女
	住所	TEL			職業	

● 主訴・経過

● 治療内容	● 既往歴
--------	-------

● 症 状（複数選択可）

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 興味・関心の喪失 | <input type="checkbox"/> 抑うつ気分・落ち込み | <input type="checkbox"/> 睡眠障害 | <input type="checkbox"/> 疲労感 |
| <input type="checkbox"/> 食欲異常 | <input type="checkbox"/> 罪責感 | <input type="checkbox"/> 集中力低下 | <input type="checkbox"/> イライラ・焦燥感 |
| <input type="checkbox"/> 希死念慮 | <input type="checkbox"/> その他 () | | |

● 生活状況（ストレスの状況） 分かれば記載してください。該当するものすべてに ○

- 1 仕事 : 過労・離職（退職）・転勤（異動）・職場の対人関係・経営不振
- 2 家庭生活 : 借金苦・死別・別居・家族関係の問題・自分の病気・家族の病気・飲酒
- 3 その他 : ()

● 家族の状況

● 特記事項	フォローについての希望 <input type="checkbox"/> できればかかりつけ医に戻してほしい <input type="checkbox"/> そのまま専門医に診てほしい <input type="checkbox"/> ご本人や家族の希望に任せたい
--------	--

診療情報提供書〈返信用〉

様式 2

平成 年 月 日

紹介先医療機関名

病院・医院・クリニック

医療機関

所在地

先生 御侍史

TEL / FAX

医師氏名

印

患者	氏名	フリガナ	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	性別	男・女
	住所	TEL			職業	

● 診断名

● 病 状

● 治療計画

● 処方内容

● 特記事項



相談内容	相談窓口	相談日時	電話番号
心の病気、 精神保健に 関する相談	松山市保健所 保健予防課 精神保健担当	月～金曜日 8:30～17:15 ※面接相談(要予約) 火曜日 9:30～11:30 木曜日 13:30～15:30 (休日・祝日・年末年始を除く)	089-911-1816
	こころのほっとライン (一般社団法人愛媛県 精神保健福祉士会)	毎週木曜日 18:30～21:30 (休日・祝日・年末年始を除く)	089-909-5626
心の問題や 精神的な悩み	こころのダイヤル (愛媛県心と体の 健康センター)	月・水・金曜日 9:30～12:00 13:00～15:00 (休日・祝日・年末年始を除く)	089-917-5012
心の悩み相談	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	1日～10日 12:00～翌朝6:00 11日～月末 12:00～22:00 ホームページにメール 相談の窓口あり	089-958-1111 毎月10日は フリーダイヤル 0120-783-556
職場や仕事に 関する悩み	一般社団法人 日本産業カウンセラー 協会四国支部	面接相談予約(相談有料) 月～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)	089-945-8110 面接予約専用
自殺について 悩んでいる方の 相談	NPO法人 松山自殺防止センター	月・水・金曜日 20:00～23:00 自死遺族のつどい 毎月第一土曜日 13:30～16:00	089-913-9090
うつ病に悩む 本人、家族、 企業の方の相談	認定NPO法人 こころ塾	月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～12:00 (休日・祝日・年末年始を除く)	089-931-0702

■ 松山市役所

相談名・内容	相談日時（祝日・年末年始を除く）	電話番号
市民相談（面談・電話） ● 一般相談 ● 犯罪被害者等支援に関する相談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談課 089-948-6211・6690 089-948-6704
弁護士相談（面談/予約制）	毎月第1～第4水曜日 13:30～16:00	市民相談課 089-948-6211・6690
司法書士相談（面談/予約制）	第1・3木曜日 13:30～16:00	
消費生活相談（面談・電話）	月～金曜日 8:30～16:00	市民相談課消費生活センター 089-948-6382
自立相談支援窓口 生活する上で経済的に困っている方の相談	月～金曜日 8:30～17:15 （福祉・子育て相談窓口内）	自立相談支援窓口 （市社会福祉協議会総合相談室） 089-948-6875
子どもに関する相談	月～金曜日 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:00 （松山市青少年センター内）	子ども総合相談センター事務所 （松山市子ども総合相談） 089-943-3200 （いじめほっとらいん） 089-943-8740
	月～土曜日 8:30～17:00 （市保健所・消防合同庁舎2階）	子ども総合相談センター事務所 （ほっとHOTひろば） 089-922-2399
	月～金曜日 8:30～17:00 （余土中学校旧校舎3階）	子ども総合相談センター事務所 （余土事務所） 089-972-2577
高齢者（介護保険）相談	月～金曜日 8:30～17:15 （福祉・子育て相談窓口内）	福祉総合窓口 089-948-6593
障がい者総合相談窓口	月～金曜日 8:30～17:15 （福祉・子育て相談窓口内）	障がい者総合相談窓口 （市社会福祉協議会総合相談室） 089-943-6307
健康相談（来所相談は予約制）	月～金曜日 8:30～17:00	健康づくり推進課 健康相談窓口 089-911-1817

※他の相談窓口は、松山市保健所「リスにん」で検索し、「相談窓口一覧」をご覧ください。

松山市自殺対策推進委員会 医療部会 委員名簿

name			
1	委員長	越智 百枝	愛媛県立医療技術大学 教授
2	部会長	丸田 一郎	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 顧問
3	副部会長	土居 孝至	医療法人 どい心療内科 院長 (松山市医師会)
4	委員	長尾 奈穂子	一般財団法人 真光会 真光園 医師 (松山市医師会)
5	委員	牧 徳彦 *	医療法人 鶯友会 牧病院 院長 (松山市医師会)
6	委員	戸梶 泰伸 *	医療法人社団 戸梶内科医院 院長 (松山市医師会)
7	委員	秋田 進久 *	医療法人 慈愛会 梶浦病院 院長 (松山市医師会)
8	委員	川崎 佳子	社会福祉法人 愛媛いのちの電話 事務局長
9	委員	藤原 美佳	愛媛県心と体の健康センター

(* ワーキング委員)



松山市かかりつけ医と精神科医の連携の手引き

平成 30 年 7 月

〈 編集・発行 〉 松山市・松山市自殺対策推進委員会

〈 事 務 局 〉 松山市保健所 保健予防課

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5
TEL (089)911-1816
FAX (089)923-6062